

# 米国のプレーリードッグに関する情報提供について

平成14年8月9日  
各都道府県、政令市、特別区 動物由来感染症対策担当者あて  
厚生労働省健康局結核感染症課獣医師衛生係事務連絡

標記の件について、健感発第0808001号（平成14年8月8日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知）にて通知したところですが、本日、米国より新たな追加の情報がありましたので御連絡いたします。

## 1 米国からの追加情報

本件に関する米国疾病管理予防センター（CDC）の調査において、テキサス州のプレーリードッグの輸出施設（Texas Animal Export）における野兎病の発生には、サウス・ダコタ州の業者が捕獲したプレーリードッグが関係していたことが判明し、また、その業者より日本や米国の他州にプレーリードッグが輸送されていたことも判明しました。野兎病の発生があったとされる過去2ヶ月の間に、その業者から日本に輸出されたプレーリードッグの数は約200頭（いずれも過去2ヶ月程度のもの）との連絡を受けており、厚生労働省において情報を収集しているところです。

参考：米国CDC衛生週報 8月9日付け51巻31号688ページ  
<http://www.cdc.gov/mmwr/preview/mmwrhtml/mm5131a5.htm>

## 2 輸入白肅要請

上記の情報を得て、輸入関係団体等には、当分の間、サウス・ダコタ州からの輸入を白肅するよう要請しております。

## 3 野兎病が疑われる患者検体の取扱に関すること

今回の事例を受けて、結核感染症課と国立感染症研究所で協議し、別添のとおりすることと致しましたので、ご承知下さい。（別添参照）

4 なお、野兎病の発生した米国施設等から我が国に輸入されたプレーリードッグについては、関係自治体に対して、流通経路等の情報収集をお願いすることとしておりますので、よろしく願いいたします

※同旨の事務連絡は社団法人日本獣医師会、農林水産省生産局畜産部衛生課、環境省自然環境局総務課にも発出された。

## (別紙)

### 米国から輸入されたプレーリードッグの流通経路等の調査結果について

#### 1 調査対象としたプレーリードッグ

米国CDC等から得られた情報を基に、プレーリードッグの輸入者の特定を行ったところ、現地で野兎病の発生があったとされた平成14年6月から7月の期間には、サウス・ダコタ州からは3業者、テキサス州からは別の2業者が合計287匹のプレーリードッグを輸入していたことが特定されたことから、下記の計287匹を対象に調査を実施した。

- (1) 米国サウス・ダコタ州の動物捕獲業者から直接日本に輸入されたプレーリードッグ228匹
- (2) 米国サウス・ダコタ州の動物捕獲業者からテキサス州の輸出施設 (Texas Animal Export) を経て日本に輸入されたプレーリードッグ59匹

#### 2 調査結果

##### (1) 輸入時の異常の有無等について

5輸入業者から聞き取り調査を行った結果、プレーリードッグが輸入された時点では、野兎病の感染を疑わせる通常と異なる死亡や病気の発生が無かったことが確認された。

##### (2) 流通・販売時の異常の有無等について

上記5輸入業者からの聞き取り調査を基に、国内に輸入された計287匹のプレーリードッグについて、動物を取り扱った業者を特定し、管轄の延べ37自治体が聞き取り調査等を実施したところ、これらのプレーリードッグについては、流通・販売時のどの時点においても野兎病の感染を疑わせる通常と異なる死亡や病気の発生は認められないことが確認された。

なお、調査結果の詳細は以下の通り。

- a. サウス・ダコタ州から輸入された228匹は10卸業者・42ペット販売店 (27自治体) に流通した
- b. テキサス州から輸入された59匹は1卸業者・10ペット販売店 (10自治体) に流通した
- c. 輸入されたものの内、約160匹が販売され、約125匹が輸入・卸・販売業者に在庫されていた
- d. 計4匹が事故や衰弱などにより死亡していた
- e. さらに、野兎病に感染した可能性のあるプレーリードッグが最後に輸入されてから一ヶ月以上を経過し、現在まで動物、販売者、飼育者等のいずれにおいても野兎病の感染を疑わせる異常が生じたとの報告はない

##### (3) まとめ

上述のとおり、今回の調査では野兎病に感染したと考えられるプレーリードッグは確認されなかった。

### 3 その他

今後とも流通・販売されるペット動物等の衛生確保については、健康な動物を取り扱うよう営業者等への指導をお願いします。

#### (別添)

##### 野兔病が疑われる患者検体の取り扱いに関すること

1. 野兔病のヒト－ヒト感染はみられないが、保菌動物や病死動物からの感染、あるいは実験室内感染の危険性があるため (JCM, 40 (6), 2278-2281, 2002)、野兔病が疑われる患者検体の取り扱いについては十分な注意が必要である。野兔病病原体 *Francisella tularensis* の取り扱いにはペスト菌同様BSL-3の施設が必要である。

このため、今回の対応に関しては、検体検査は国立感染症研究所で行う こととする。

2. 患者若しくは感染が疑われる患者検体の採取、送付に際しての注意事項

- 1) 病原体分離に必要な患者検体、若しくは感染が疑われる患者検体

- a. 全血
- b. 摘出リンパ節
- c. リンパ節穿刺液
- d. 原発巣（潰瘍部）
- e. 咽頭拭い液など

これら検体は可能な限り無菌的に採取し、また乾燥を防ぐ手だてを施すこと。全血は数時間置きに数回採血することが望ましい。摘出リンパ節は乾燥を防ぐため無菌の密封容器に入れる。

- 2) 検査材料の包装と輸送<sup>1)</sup>

- a. 全血：感染症研究所へ直接持参する。搬送は室温（冷蔵、冷凍不可）。
- b. 摘出リンパ節、リンパ節穿刺液など：早急に持参出来る場合は室温で搬送する。採取後、搬送までに時間が必要な場合、輸送時間が長い場合は冷蔵（2－8℃）が望ましい。
- c. Swab：基本的に冷蔵輸送。ただし輸送時間が短時間の場合は室温でも可能。

搬送は原則持参する こととする。密封した検体は、吸収紙の入ったビニール袋等に入れ、密封させ、更に二次容器の輸送用パックに入れ、更にコンテナ（防疫用）を用いて、速やかに国立感染症研究所に直接担当者が届け検査を依頼する。必ず検体送付用紙および調査票（症状、疑わしき理由、遭遇状況、症状出現の日時、場所など）を添付する。

### 3) 消毒<sup>\*2</sup>

二次感染予防のための消毒法を示す。

- ・菌で汚染された表面は0.5%次亜塩素酸ナトリウムと70%アルコールの噴霧で消毒可能である。

上記内容は、CDCの推奨マニュアル (<http://www.bt.cdc.gov/Agent/Tularemia/Tularemia.asp>) を元に、佐藤侘らの報告 (大原年報35 ; 1-10, 1992) を参照し作成した。

- \*1 : ペストの病原体検査・診断マニュアル. 塚野尋子, 渡邊治雄 : 国立感染症研究所・細菌部
- \*2 : 吉川泰弘, 本間守男, 藤田博己. 生涯教育シリーズ51 『感染症の診断・治療ガイドライン』野兎病. <http://www.mhlw.go.jp/topics/2002/05/tp0522-1.html>より入手可能

※同行の事務連絡は財団法人日本動物愛護協会、社団法人日本動物福祉協会、社団法人日本愛玩動物協会、社団法人日本動物保護管理協会、環境省自然環境局総務課、農林水産省生産局畜産部衛生課、社団法人日本獣医師会にも発出された。